

学校感染症による出席停止について

お子様が学校保健安全法の定めるところによる感染症(疑いも含む)と診断された場合は、「出席停止」となります。

出席停止の期間は疾病別に定められておりますが、症状・体質など個人差に応じて医師が判断します。初めて登校する際には、必ず医師の指示に従ってください。しばらくは、余病などのおそれもありますので、無理のないよう御留意ください。登校許可書は保護者が記入し、登校時に提出をお願いします。

<学校において予防すべき感染症の種類及び出席停止の期間の基準>

感染症の種類	出席停止の期間の基準	感染症の種類	出席停止の期間の基準
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎（はやり目） 急性出血性結膜炎 など	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで		
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで		
風しん	発しんが消失するまで	<その他の感染症> 溶連菌感染症 手足口病 伝染性紅斑（りんご病） ペルパングーナ マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎（ノロウイルスやロタウイルス等） など	全身状態が悪いなど、医師の判断で出席停止を要する場合など
水痘（みずぼうそう）	全ての発しんがかさぶたになるまで		
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで		
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで		

*出席停止の期間は目安になります。体調等とあわせて医師が判断します。

- ・学校感染症にかかった場合には、裏面の「登校許可書」の提出をお願いします。
- ・「登校許可書」は、本校ホームページからもダウンロードできます。

登校許可書

学部 年 組 氏名 _____

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 1 インフルエンザ | 10 髄膜炎菌性髄膜炎 |
| 2 百日咳 | 11 腸管出血性大腸菌感染症 |
| 3 麻疹（はしか） | 12 流行性角結膜炎（はやり目） |
| 4 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 13 溶連菌感染症 |
| 5 風疹（三日はしか） | 14 手足口病 |
| 6 水痘（みずぼうそう） | 15 伝染性紅斑（りんご病） |
| 7 咽頭結膜熱（プール熱） | 16 ヘルパンギーナ |
| 8 新型コロナウイルス感染症 | 17 感染性胃腸炎（ノロウイルス 等） |
| 9 結核 | 18 その他
() |

上記（○印）の疾病で、 月 日から 月 日までの間療養中でしたが
_____病院の医師から登校の許可が出ましたのでお知らせします。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____

保護者 → 担任 → 保健室